

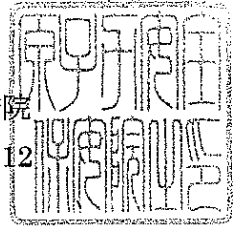
経済産業省

平成 14・07・09 原院第 6 号
平成 14 年 9 月 3 日

自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈（内規）について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234c-02-12



原子力安全・保安院は、自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈（内規）について、経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局に対し、別添のとおり通知することとする。

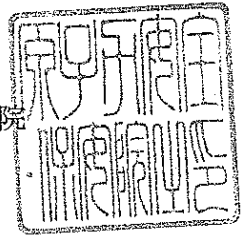
経済産業省

平成 14・07・09 原院第 6 号

平成 14 年 9 月 3 日

自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈（内規）について

経済産業省原子力安全・保安院



自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈（内規）について、以下のとおり定める。

なお、平成 7 年 12 月 26 日付け「自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の取扱いについて」（7 公技第 6 号）は廃止する。

自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈（内規）

電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法上の自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈については、下記のとおりとする。

記

1. 契約電力500kW以上の需要家については、契約電力の値
2. 契約電力500kW未満の需要家については、契約負荷設備及び契約受電設備に基づき、電気供給約款別表4に従って算定される値（以下「契約設備電力の値」という。）と実量値をもって決定される契約電力の値のうちいずれか大きい値。ただし、実量値による契約電力が設定されない需要家にあつては、契約設備電力の値

また、自家用発電所と電力会社からの受電を併用する場合の需要設備の最大電力については、発電所出力（最大出力500kW未満に限る。）と受電電力の合計値（1,000kW未満に限る。）とする。なお、この場合の受電電力についても上記1及び2により解することとする。